

岩倉市100歳敬老祝品贈呈要綱

(目的)

第1条 この要綱は、数え年100歳を迎える者に対して、特別に祝品を贈呈し、特にその長寿を祝うことを目的とする。

(被贈呈資格者)

第2条 敬老祝品の贈呈を受けることができる者は、毎年12月31日現在数え年100歳を迎える者で、かつ、その年の9月1日現在岩倉市内に住所を有している者とする。

(敬老祝品)

第3条 敬老祝品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 純銀杯 | 1点 |
| (2) 額入りカラー写真 | 1点 |

(贈呈の時期)

第4条 敬老祝品の贈呈の時期は、9月中とする。

(贈呈の方法)

第5条 敬老祝品は、市長又は、その代理者が家庭訪問し、直接贈呈するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。